

武蔵野市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年2月20日

提出者 武蔵野市長 小美濃 安 弘

武蔵野市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

武蔵野市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年12月武蔵野市条例第46号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正前の欄又は改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
<p>(管理者)</p> <p>第6条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専ら当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理に係る職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある他の事業所、施設等</u>の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(管理者)</p> <p>第6条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専ら当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理に係る職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>字句の削除</p>

(利用定員等)

第9条 (略)

2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。）、指定地域密着型サービス（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。）、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。）、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。）若しくは指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第44条第6項において同じ。）の運営（第44条第7項及び第71条第9項において「指定居宅サ

(利用定員等)

第9条 (略)

2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。）、指定地域密着型サービス（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。）、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。）、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。）若しくは健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設の運営（第44条第7項及び第71条第9項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。

字句の改正

ービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。

(管理者)

第10条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専ら当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理に係る職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、若しくは同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事すること又は当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することができるものとする。

2 (略)

(内容及び手続の説明及び同意)

第11条 (略)

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出が

(管理者)

第10条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専ら当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理に係る職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、若しくは他の事業所、施設等の職務に従事すること又は当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、他の本体事業所等の職務に従事することができるものとする。

2 (略)

(内容及び手続の説明及び同意)

第11条 (略)

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出が

字句の削除

字句の削除

あった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) (略)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ROMその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3から6まで (略)

(揭示)

第32条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介

あった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) (略)

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第91条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3から6まで (略)

(揭示)

第32条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介

字句の改正

<p>護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防認知症対応型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、<u>前項に規定する事項</u>を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>同項</u>の規定による掲示に代えることができる。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第40条 (略)</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>第21条第2項に規定する</u>提供したサービスの具体的な内容等の記録</p>	<p>護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防認知症対応型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項 <u>(以下この条において単に「重要事項」という。)</u>を掲示しなければならない。</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、<u>重要事項</u>を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>前項</u>の規定による掲示に代えることができる。</p> <p>3 <u>指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第40条 (略)</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>第21条第2項の規定による</u>提供したサービスの具体的な内容等の記録</p>	<p>字句の追加</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>項の追加</p> <p>字句の改正</p>
--	---	---

<p>(3) 第24条に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(4) 第36条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(6) (略)</p> <p>(指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)</p> <p>第42条 指定介護予防認知症対応型通所介護の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)から(9)まで (略)</p>	<p>(3) 第42条第11号の規定による<u>身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為</u>（以下「<u>身体的拘束等</u>」という。）の<u>態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p>(4) 第24条の規定による市への通知に係る記録</p> <p>(5) 第36条第2項の規定による<u>苦情の内容等の記録</u></p> <p>(6) 第37条第2項の規定による<u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u></p> <p>(7) (略)</p> <p>(指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)</p> <p>第42条 指定介護予防認知症対応型通所介護の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)から(9)まで (略)</p> <p>(10) <u>指定介護予防認知症対応型通所介護の提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</u></p> <p>(11) <u>前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び</u></p>	<p>号の追加</p> <p>号の繰下げ及び字句の改正</p> <p>号の繰下げ及び字句の改正</p> <p>号の繰下げ及び字句の改正</p> <p>号の繰下げ</p> <p>号の追加</p> <p>号の追加</p>
--	--	--

(10)から(13)まで

(14) 第1号から第12号までの規定は、前号に規定する介護予防認知症対応型通所介護計画の変更について準用する。

(従業者の員数等)

第44条 (略)

2から5まで (略)

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指 定介護 予防小 規模多 機能型 居宅介 護事業 所に中	指定認知症対応 型共同生活介護 事業所、指定地 域密着型特定施 設、指定地域密 着型介護老人福 祉施設、指定介 護老人福祉施	介 護 職 員
--	---	------------------

時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(12)から(15)まで

(16) 第1号から第14号までの規定は、前号に規定する介護予防認知症対応型通所介護計画の変更について準用する。

(従業者の員数等)

第44条 (略)

2から5まで (略)

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指 定介護 予防小 規模多 機能型 居宅介 護事業 所に中	指定認知症対応 型共同生活介護 事業所、指定地 域密着型特定施 設、指定地域密 着型介護老人福 祉施設、指定介 護老人福祉施	介 護 職 員
--	---	------------------

号の繰下げ
号の繰下げ及び
字句の改正

<p>欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合</p>	<p>設、介護老人保健施設、<u>指定介護療養型医療施設</u>（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院</p>	<p>欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合</p>	<p>設、介護老人保健施設又は介護医療院</p>	<p>字句の削除</p>
<p>当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合（略）</p>	<p>当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合（略）</p>	<p>字句の改正</p>		
<p>7 から13まで（略）</p>	<p>7 から13まで（略）</p>			
<p>（管理者）</p>	<p>（管理者）</p>			
<p>第45条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専ら当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理に係る職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項各号</u></p>	<p>第45条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専ら当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理に係る職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</u></p>			

に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。以下同じ。）が、指定夜間対応型訪問介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第47条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。以下同じ。）、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）又は指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を

む。) 若しくは法第115条の
45第1項に規定する介護予防
・日常生活支援総合事業（同
項第1号ニに規定する第1号
介護予防支援事業を除く。）
に従事することができるもの
とする。

2 及び 3 （略）

（身体的拘束等の禁止）

第53条 指定介護予防小規模多
機能型居宅介護事業者は、指
定介護予防小規模多機能型居
宅介護の提供にあたっては、
当該利用者又は他の利用者等
の生命又は身体を保護するた
め緊急やむを得ない場合を除
き、身体的拘束その他利用者
の行動を制限する行為（以下
「身体的拘束等」という。）
を行ってはならない。

2 （略）

2 及び 3 （略）

（身体的拘束等の禁止）

第53条 指定介護予防小規模多
機能型居宅介護事業者は、指
定介護予防小規模多機能型居
宅介護の提供にあたっては、
当該利用者又は他の利用者等
の生命又は身体を保護するた
め緊急やむを得ない場合を除
き、身体的拘束等を行っては
ならない。

2 （略）

3 指定介護予防小規模多機能
型居宅介護事業者は、身体的
拘束等の適正化を図るため、
次に掲げる措置を講じなけれ
ばならない。

(1) 身体的拘束等の適正化の
ための対策を検討する委員
会（テレビ電話装置等を活
用して行うことができるも
のとする。）を3月に1回
以上開催するとともに、そ
の結果について、介護職員
その他の従業者に周知徹底
を図ること。

字句の改正

項の追加

<p>(記録の整備)</p> <p>第64条 (略)</p> <p>2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関</p>	<p>(2) <u>身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u></p> <p>(3) <u>介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的</u> <u>に実施すること。</u></p> <p><u>(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)</u></p> <p>第63条の2 <u>指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会</u> <u>(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u><u>を定期的</u> <u>に開催しなければならない。</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第64条 (略)</p> <p>2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関</p>	<p>条の追加</p>
---	--	-------------

<p>する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 次条において準用する第21条第2項に規定する提供したサービスの具体的な内容等の記録</p> <p>(4) 第53条第2項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第24条に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(6) 次条において準用する第36条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(8) (略)</p> <p>(管理者)</p> <p>第72条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専ら当該共同生活住居の管理に係る職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事</p>	<p>する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 次条において準用する第21条第2項の規定による提供したサービスの具体的な内容等の記録</p> <p>(4) 第53条第2項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第24条の規定による市への通知に係る記録</p> <p>(6) 次条において準用する第36条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第37条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(8) (略)</p> <p>(管理者)</p> <p>第72条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専ら当該共同生活住居の管理に係る職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職</p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の削除</p>
--	---	---

<p>業所、施設等若しくは併設する<u>指定小規模多機能型居宅介護事業所</u>の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2 及び 3 (略)</p> <p>(管理者による管理)</p> <p>第79条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービス(サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。)の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、<u>これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。</u></p> <p>(協力医療機関等)</p> <p>第83条 (略)</p>	<p>務に従事することができるものとする。</p> <p>2 及び 3 (略)</p> <p>(管理者による管理)</p> <p>第79条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービス(サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。)の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>(協力医療機関等)</p> <p>第83条 (略)</p> <p><u>2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるにあたっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。</u></p>	<p>字句の削除</p> <p>字句の削除</p> <p>項の追加</p>
--	---	---------------------------------------

	<p>(1) <u>利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。</u></p> <p>(2) <u>当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。</u></p> <p>3 <u>指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市長に届け出なければならない。</u></p> <p>4 <u>指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等</u></p>	<p>項の追加</p> <p>項の追加</p>
--	---	-------------------------

<p><u>2 及び 3</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第85条 (略)</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>第76条第2項に規定する</u>提供したサービスの具体的</p>	<p><u>の対応を取り決めるように努めなければならない。</u></p> <p><u>5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u></p> <p><u>6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入所させることができるように努めなければならない。</u></p> <p><u>7 及び 8</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第85条 (略)</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>第76条第2項の規定による</u>提供したサービスの具体</p>	<p>項の追加</p> <p>項の追加</p> <p>項の繰下げ</p> <p>字句の改正</p>
--	---	---

<p>な内容等の記録</p> <p>(3) 第78条第2項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第24条に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第36条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 次条において準用する第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(7) (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第86条 第11条、第12条、第14条、第15条、第23条、第24条、第26条、第28条の2、第31条から第34条まで、第36条から第39条まで（第37条第4項及び第39条第5項を除く。）、第56条、第59条及び第61条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「第80条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第28条の2第2項、第31条第2項第1号及び第3号、第32条第1項並び</p>	<p>的な内容等の記録</p> <p>(3) 第78条第2項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第24条の規定による市への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第36条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 次条において準用する第37条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(7) (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第86条 第11条、第12条、第14条、第15条、第23条、第24条、第26条、第28条の2、第31条から第34条まで、第36条から第39条まで（第37条第4項及び第39条第5項を除く。）、第56条、第59条、第61条及び第63条の2の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「第80条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第28条の2第2項、第31条第2項第1号及び第3号、</p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p>
--	---	--

に第37条の2第1号及び第3号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第56条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

(電磁的記録等)

第91条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供にあたる者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以

第32条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第56条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

(電磁的記録等)

第91条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供にあたる者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以

<p>下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第14条第1項(第65条及び第86条において準用する場合を含む。))及び第76条第1項並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第14条第1項(第65条及び第86条において準用する場合を含む。))及び第76条第1項並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>字句の削除</p>
--	--	--------------

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第11条第2項第2号の改正及び第91条第1項の改正は、公布の日から施行する。

(重要事項の揭示に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和7年3月31日までの間、改正後の武蔵野市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(以下「新条例」という。)第32条第3項(新条例第65条及び第86条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

(身体的拘束等の適正化に係る経過措置)

- 3 施行日から令和7年3月31日までの間、新条例第53条第3項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)

- 4 施行日から令和9年3月31日までの間、新条例第63条の2（新条例第86条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条中「しなければならない」とあるのは、「するよう努めなければならない」とする。

（提案理由）

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第161号）及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第16号）の施行による指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）の改正に伴い、所要の改正をするものである。